

令和8年度 家族運転・介護者運転 自動車税減免【継続用】

※この用紙は、例年5月に発送する自動車税納税通知書の郵便受け取り後では、提出期限（例年5月末）に間に合わない場合に、印刷して関係機関の証明を受けるものです。

郵便はがき

85円分の切手を貼って出してください。

9 2 0 - 8 5 8 0

(受取人)
石川県総務部税務課
自動車税グループ 行

提出期限	6月1日 必着 期限後無効
------	------------------

裏面の使用目的のうち該当するものを○で囲み、必要事項を記入のうえ、提出期限までに提出してください。

【証明書提出に当たっての留意事項】

(1) 「週末帰省」は、施設の宿舎等に寄宿し、週末等に一時帰宅する際の送迎が月2回以上ある場合に限り、減免の対象となります。

(2) 「通院」は、慢性疾患等で継続的に通院する方が対象となりますので、風邪・歯科治療等の一時的疾患の方は、該当しません。

※ はり、きゅう、マッサージ等の医療類似行為のための通院については、医師が当該通院を必要と認める証明がある場合に限り、減免の対象となります。

同封の「身体障害者等のみなさまへ」の記載内容もご確認ください。

記入後、プライバシー保護の為に同封の保護シールを貼付してください

減免自動車に係る現況報告書

年 月 日 提出

納税義務者	住所		
	氏名		
	電話番号	() -	
身体障害者等	住所	(生年月日) 大正・昭和 平成・令和 年 月 日	
	氏名		
運転者	住所		
	氏名	身体障害者等との続柄	

自動車登録番号 [] [] [] - カナ - [] [] [] []

◆住所・氏名の変更の有無（変更があった場合、項目を○で囲んでください）
（納税義務者・身体障害者等・運転者）の（住所・氏名）が変わった。

◆手帳の変更の有無（変更があった場合、記入してください）
・等級・程度が ____ 級になった。 ・ ____ 年 ____ 月に手帳を返納した。

※当初の申請時から運転者、使用目的が変更となっている場合は、改めて減免申請が必要です。

自動車使用目的証明書

（通学・通園・通院・通所・生業・通勤・週末帰省）のため自動車を使用していることを証明する。
（通院・週末帰省の場合は頻度を記載： ____ 月・週 ____ 回程度）

（証明者）住所又は所在地
氏名
又は名称 (印)

【証明書を交付される皆様へ】
表面の留意事項をご参照のうえ、証明書の交付をお願いします。

※提出の際は、封筒に証明を受けたこの用紙と、5月に届いたハガキを必ず同封し、切手を貼って提出してください。